

第236回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和2年10月20日

目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4388	伊勢原市	伊勢原都市計画区域区分の変更	1
2	4389	相模原市	相模原都市計画区域の変更	7

議第 4388 号

伊勢原都市計画区域区分の変更

都計第 1190 号

令和 2 年 10 月 20 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

伊勢原都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

伊勢原都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	101 千人	99 千人
市街化区域内人口	83 千人	81 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	— (-)

理 由 書

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区は、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジに直結するとともに、地区内を都市計画道路西富岡石倉線が通過するなど、交通利便性の高い地区です。

本地区を含む高部屋地域については、「伊勢原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「産業系用地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえで、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「伊勢原市都市マスタープラン」において、「産業拠点として位置づけ、広域交通ネットワークを生かした新たな産業基盤を創出します。」とされています。

今回、本地区の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表
新

伊勢原都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	101 千人	99 千人
市街化区域内人口	83 千人	81 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	— (-)

旧

伊勢原都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	<u>平成 37 年</u>
都市計画区域内人口	101 千人	99 千人
市街化区域内人口	83 千人	81 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	— (-)

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳	
	新	旧		
市街化区域	<u>1,207ha</u>	<u>1,179ha</u>	+28.2ha	市→調 0.0ha 調→市 28.2ha
市街化調整区域	<u>4,349ha</u>	<u>4,377ha</u>	△28.2ha	市→調 0.0ha 調→市 △28.2ha
都市計画区域	5,556ha	5,556ha		

議第 4389 号

相模原都市計画区域の変更

都計第 1191 号

令和 2 年 10 月 20 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

相模原都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のとおり変更したいので、都市計画法第 5 条第 6 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

相模原都市計画区域の変更（神奈川県指定）

1 都市計画区域の名称

相模原都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

相模原市緑区相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢一丁目、久保沢二丁目、久保沢三丁目、下九沢、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、城山四丁目、田名、谷ヶ原一丁目、谷ヶ原二丁目、中沢、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、葉山島、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、原宿南一丁目、原宿南二丁目、原宿南三丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、広田、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、向原四丁目、元橋本町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、中央区相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、相生四丁目、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、大野台三丁目、小山、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、鹿沼台一丁目、鹿沼台二丁目、上溝、上溝一丁目、上溝二丁目、上溝三丁目、上溝四丁目、上溝五丁目、上溝六丁目、上溝七丁目、上矢部、上矢部一丁目、上矢部二丁目、上矢部三丁目、上矢部四丁目、上矢部五丁目、共和一丁目、共和二丁目、共和三丁目、共和四丁目、向陽町、小町通一丁目、小町通二丁目、相模原一丁目、相模原二丁目、相模原三丁目、相模原四丁目、相模原五丁目、相模原六丁目、相模原七丁目、相模原八丁目、下九沢、水郷田名一丁目、水郷田名二丁目、水郷田名三丁目、水郷田名四丁目、すすきの町、清新一丁目、清新二丁目、清新三丁目、清新四丁目、清新五丁目、清新六丁目、清新七丁目、清新八丁目、清兵衛新田、高根一丁目、高根二丁目、高根三丁目、田名、田名塩田一丁目、田名塩田二丁目、田名塩田三丁目、田名塩田四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、千代田六丁目、千代田七丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、東淵野辺一丁目、東淵野辺二丁目、東淵野辺三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、氷川町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目、淵野辺、淵野辺一丁目、淵野辺二丁目、淵野辺三丁目、淵野辺四丁目、淵野辺五丁目、淵野辺本町一丁目、淵野辺本町二丁目、淵野辺本町三丁目、淵野辺本町四丁目、淵野辺本町五丁目、星が丘一丁目、

星が丘二丁目、星が丘三丁目、星が丘四丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、南橋本一丁目、南橋本二丁目、南橋本三丁目、南橋本四丁目、宮下一丁目、宮下二丁目、宮下三丁目、宮下本町一丁目、宮下本町二丁目、宮下本町三丁目、弥栄一丁目、弥栄二丁目、弥栄三丁目、矢部一丁目、矢部二丁目、矢部三丁目、矢部四丁目、矢部新町、矢部新田、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、陽光台六丁目、陽光台七丁目、横山一丁目、横山二丁目、横山三丁目、横山四丁目、横山五丁目、横山六丁目、横山台一丁目、横山台二丁目、由野台一丁目、由野台二丁目、由野台三丁目、南区旭町、麻溝台、麻溝台一丁目、麻溝台二丁目、麻溝台三丁目、麻溝台四丁目、麻溝台五丁目、麻溝台六丁目、麻溝台七丁目、麻溝台八丁目、新磯野、新磯野一丁目、新磯野二丁目、新磯野三丁目、新磯野四丁目、新磯野五丁目、磯部、鵜野森、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大沼、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、北里一丁目、北里二丁目、古淵、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相模台一丁目、相模台二丁目、相模台三丁目、相模台四丁目、相模台五丁目、相模台六丁目、相模台七丁目、相模台団地、桜台、下溝、新戸、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、相南四丁目、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台団地一丁目、相武台団地二丁目、当麻、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、双葉一丁目、双葉二丁目、文京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、御園四丁目、御園五丁目、南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、南台六丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目及び若松六丁目地内

理 由

二級河川境川の改修に伴う行政境界の変更により、都市計画区域を変更するものである。

理 由 書

相模原都市計画区域と町田都市計画区域の境界は、二級河川境川をもって画されている相模原市と町田市との行政境界により定められております。

今回、同河川の改修工事の結果、両市の行政境界が変更されることとなったため、本案のとおり都市計画区域を変更するものです。

新 旧 对 照 表

新 旧 対 照 表
新

1 都市計画区域の名称

相模原都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

相模原市緑区相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢一丁目、久保沢二丁目、久保沢三丁目、下九沢、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、城山四丁目、田名、谷ヶ原一丁目、谷ヶ原二丁目、中沢、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、葉山島、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、原宿南一丁目、原宿南二丁目、原宿南三丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、広田、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、向原四丁目、元橋本町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、中央区相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、相生四丁目、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、大野台三丁目、小山、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、鹿沼台一丁目、鹿沼台二丁目、上溝、上溝一丁目、上溝二丁目、上溝三丁目、上溝四丁目、上溝五丁目、上溝六丁目、上溝七丁目、上矢部、上矢部一丁目、上矢部二丁目、上矢部三丁目、上矢部四丁目、上矢部五丁目、共和一丁目、共和二丁目、共和三丁目、共和四丁目、向陽町、小町通一丁目、小町通二丁目、相模原一丁目、相模原二丁目、相模原三丁目、相模原四丁目、相模原五丁目、相模原六丁目、相模原七丁目、相模原八丁目、下九沢、水郷田名一丁目、水郷田名二丁目、水郷田名三丁目、水郷田名四丁目、すすきの町、清新一丁目、清新二丁目、清新三丁目、清新四丁目、清新五丁目、清新六丁目、清新七丁目、清新八丁目、清兵衛新田、高根一丁目、高根二丁目、高根三丁目、田名、田名塩田一丁目、田名塩田二丁目、田名塩田三丁目、田名塩田四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、千代田六丁目、千代田七丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、東淵野辺一丁目、東淵野辺二丁目、東淵野辺三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、氷川町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目、淵野辺、淵野辺一丁目、淵野辺二丁目、淵野辺三丁目、淵野辺四丁目、淵野辺五丁目、淵野辺本町一丁目、淵野辺本町二丁目、淵野辺本町三丁目、淵野辺本町四丁目、淵野辺本町五丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、

旧

1 都市計画区域の名称

相模原都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

相模原市緑区相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢一丁目、久保沢二丁目、久保沢三丁目、下九沢、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、城山四丁目、田名、谷ヶ原一丁目、谷ヶ原二丁目、中沢、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、葉山島、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、原宿南一丁目、原宿南二丁目、原宿南三丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、広田、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、向原四丁目、元橋本町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、中央区相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、相生四丁目、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、大野台三丁目、小山、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、鹿沼台一丁目、鹿沼台二丁目、上溝、上溝一丁目、上溝二丁目、上溝三丁目、上溝四丁目、上溝五丁目、上溝六丁目、上溝七丁目、上矢部、上矢部一丁目、上矢部二丁目、上矢部三丁目、上矢部四丁目、上矢部五丁目、共和一丁目、共和二丁目、共和三丁目、共和四丁目、向陽町、小町通一丁目、小町通二丁目、相模原一丁目、相模原二丁目、相模原三丁目、相模原四丁目、相模原五丁目、相模原六丁目、相模原七丁目、相模原八丁目、下九沢、水郷田名一丁目、水郷田名二丁目、水郷田名三丁目、水郷田名四丁目、すすきの町、清新一丁目、清新二丁目、清新三丁目、清新四丁目、清新五丁目、清新六丁目、清新七丁目、清新八丁目、清兵衛新田、高根一丁目、高根二丁目、高根三丁目、田名、田名塩田一丁目、田名塩田二丁目、田名塩田三丁目、田名塩田四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、千代田六丁目、千代田七丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、東淵野辺一丁目、東淵野辺二丁目、東淵野辺三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、氷川町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目、淵野辺、淵野辺一丁目、淵野辺二丁目、淵野辺三丁目、淵野辺四丁目、淵野辺五丁目、淵野辺本町一丁目、淵野辺本町二丁目、淵野辺本町三丁目、淵野辺本町四丁目、淵野辺本町五丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、

新

星が丘四丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、南橋本一丁目、南橋本二丁目、南橋本三丁目、南橋本四丁目、宮下一丁目、宮下二丁目、宮下三丁目、宮下本町一丁目、宮下本町二丁目、宮下本町三丁目、弥栄一丁目、弥栄二丁目、弥栄三丁目、矢部一丁目、矢部二丁目、矢部三丁目、矢部四丁目、矢部新町、矢部新田、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、陽光台六丁目、陽光台七丁目、横山一丁目、横山二丁目、横山三丁目、横山四丁目、横山五丁目、横山六丁目、横山台一丁目、横山台二丁目、由野台一丁目、由野台二丁目、由野台三丁目、南区旭町、麻溝台、麻溝台一丁目、麻溝台二丁目、麻溝台三丁目、麻溝台四丁目、麻溝台五丁目、麻溝台六丁目、麻溝台七丁目、麻溝台八丁目、新磯野、新磯野一丁目、新磯野二丁目、新磯野三丁目、新磯野四丁目、新磯野五丁目、磯部、鶉野森、鶉野森一丁目、鶉野森二丁目、鶉野森三丁目、大沼、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、北里一丁目、北里二丁目、古淵、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相模台一丁目、相模台二丁目、相模台三丁目、相模台四丁目、相模台五丁目、相模台六丁目、相模台七丁目、相模台団地、桜台、下溝、新戸、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、相南四丁目、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台団地一丁目、相武台団地二丁目、当麻、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、双葉一丁目、双葉二丁目、文京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、御園四丁目、御園五丁目、南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、南台六丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目及び若松六丁目地内

星が丘四丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、南橋本一丁目、南橋本二丁目、南橋本三丁目、南橋本四丁目、宮下一丁目、宮下二丁目、宮下三丁目、宮下本町一丁目、宮下本町二丁目、宮下本町三丁目、弥栄一丁目、弥栄二丁目、弥栄三丁目、矢部一丁目、矢部二丁目、矢部三丁目、矢部四丁目、矢部新町、矢部新田、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、陽光台六丁目、陽光台七丁目、横山一丁目、横山二丁目、横山三丁目、横山四丁目、横山五丁目、横山六丁目、横山台一丁目、横山台二丁目、由野台一丁目、由野台二丁目、由野台三丁目、南区旭町、麻溝台、麻溝台一丁目、麻溝台二丁目、麻溝台三丁目、麻溝台四丁目、麻溝台五丁目、麻溝台六丁目、麻溝台七丁目、麻溝台八丁目、新磯野、新磯野一丁目、新磯野二丁目、新磯野三丁目、新磯野四丁目、新磯野五丁目、磯部、鶉野森、鶉野森一丁目、鶉野森二丁目、鶉野森三丁目、大沼、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、北里一丁目、北里二丁目、古淵、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相模台一丁目、相模台二丁目、相模台三丁目、相模台四丁目、相模台五丁目、相模台六丁目、相模台七丁目、相模台団地、桜台、下溝、新戸、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、相南四丁目、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台団地一丁目、相武台団地二丁目、当麻、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、双葉一丁目、双葉二丁目、文京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、御園四丁目、御園五丁目、南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、南台六丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目及び若松六丁目地内